

大分県報

令和七年
第六三八号
九月九日

（火曜日）

目次

告示

生活保護法等による医療機関の指定.....	一
臨時種畜検査の実施.....	二
土地改良区の定款変更認可.....	二
指定道路の位置の変更.....	二
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）.....	二
公告	
家畜人工授精講習会の開催.....	三

○告示

大分県告示第三百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和七年九月九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
岩男医院	医療法人慈愛会	由布市湯布院町川上三〇五九番地一	令七・六・一
中村たかクリニック	医療法人結の里	別府市新港町一―三〇	令七・七・一
和田胃腸科内科クリニック	医療法人和田胃腸科内科クリニック	中津市牛神町一丁目一四番地四	令七・七・一
医療法人蒼龍会日野内科	医療法人蒼龍会	日田市大字三和三九番地一	令七・七・一
ながまつ内科・小児科クリニック	医療法人ながまつ内科・小児科クリニック	豊後高田市玉津一一〇番地一	令七・七・一
わきた歯科医院	医療法人衡歯会	佐伯市船頭町三番一号	令七・七・一
日本調剤日田薬局	日本調剤株式会社	日田市大字三和六六三―六	令七・七・一
しもかわ調剤薬局	株式会社下川薬局	佐伯市鶴岡町一丁目二〇番二二号	令七・七・一
くろーばー薬局	株式会社ウィーズ	別府市北浜二―五―八	令七・七・一
加来歯科	医療法人加来歯科	中津市三ノ丁一二七八番地三	令七・八・一
サザン薬局宇佐店	有限会社サザン薬局	宇佐市大字葛原七七四―三	令七・八・一
麻生医院	医療法人真心会	豊後大野市緒方町下自在一六八一―一	令七・七・一
h・a株式会社	h・a株式会社		

訪問看護ステーションあずき	訪問看護ステーションあずき	中津市大字永添二七五一番九	令七・八・一
---------------	---------------	---------------	--------

大分県告示第三百五十八号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。

令和七年九月九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

検 査 期 日	検 査 場 所	家畜の種類
令和七年十月十日	宇佐市安心院町	豚

大分県告示第三百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和七年九月九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

土地改良区名	所 在 地	認 可 年 月 日
初瀬井路土地改良区	大分市	令七・八・二七

大分県告示第三百六十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により指定した道路の位置を次のとおり変更した。

令和七年九月九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

区分	指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
		豊後高田市大字高		メートル	メートル

前	昭六三―三〇号	田字姪ノ川一二一番四及び一一三三番二	平二・一・九	四・〇二	二八・〇七
後	中第七―一 号	豊後高田市新地字姪ノ川一二二一番四及び一二二一番四地先水路	令七・八・一二	四・〇二	一二・六七

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和七年九月一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和七年九月九日

大分県選挙管理委員会委員長 千 野 博 之

- 一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一八、四五一
- 二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二一五、三三八

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者

の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三一、二八三人
別府市	三〇、八三三人
中津市	二二、一三五人
日田市	一六、八七〇人
佐伯市	一八、四六九人
臼杵市	九、九九六人
津久見市	四、四二七人
竹田市	五、四六二人
豊後高田市	五、八九一人
杵築市	七、五〇八人
宇佐市	一四、四六三人
豊後大野市	九、二〇七人
由布市	九、二五二人
国東市・姫島村	七、七四六人
日出町	七、七一二
九重町・玖珠町	六、二六二人

○公 告

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、次のとおり家畜人工授精に関する講習会を開催する。

令和七年九月九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 開催期日 令和七年十月二十九日から同年十二月三日まで

二 開催場所 農林水産研究指導センター 畜産研究部

大分県立農業大学校

三 家畜の種類 牛

令和七年九月九日

大分県報（選管委告示・公告）